

ID: 5235

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	法令等違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第85条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】 法第85条の規定による。 (行政庁の命令) 第85条 行政庁は、前条第1項の規定により報告を徴し、又は第81条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日